

研究活動における不正行為への対応に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人国際高等研究所（以下、「本研究所」という。）の研究活動における不正行為に対応するための仕組みを定め、もって本研究所の研究活動における誠実性、客観性及び透明性を確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における「研究活動における不正行為」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 「特定不正行為」

「特定研究不正」とは、故意または研究者として弁えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータ、調査結果等の「捏造」、「改ざん」、「盗用」をいう。

「捏造」とは、存在しないデータ、研究成果等を作成することをいう。

「改ざん」とは、研究資料、研究機器または研究過程を変更する操作を行い、データ、研究成果等を真正でないものに加工することをいう。

「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。

(2) 「二重投稿」

「二重投稿」とは、他の学術誌等に貴発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。

(3) 「不適切なオーサーシップ」

「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適正に表示されないことをいう。

(責任者)

第3条 本研究所における研究活動における不正行為への対応にかかる責任者は、次のとおりとする。

- (1) 研究活動における不正行為への対応について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は理事長とする。
- (2) 研究活動における不正行為への対応について最高管理責任者を補佐するとともに、その対応を統括し、実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は担当理事とする。
- (3) 研究倫理教育の実施について責任を負う者（以下「研究倫理教育責任者」という。）は担当理事とし、これを補佐し研究倫理教育を担当する者（以下「研究倫理教育

副責任者」という。)は総務部長とする。

(通報窓口および調査、報告ならびに懲戒等)

第4条 特定不正行為に係わる内外からの通報窓口は、総務部とする。

- 2 特定不正行為に係わる通報窓口および調査、報告ならびに懲戒等については「公的研究費の取り扱い規則」第7条から第9条までを準用する。

(研究倫理教育)

第5条 本研究所に所属する職員、研究者は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施について毎年度年間計画を立てて確実かつ効果的に実施しなければならない。

(研究データの保存開示)

第6条 本研究所において研究活動を行う者は、当該研究活動によって得た研究データを一定期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。

- 2 前項により保存または開示すべき研究データの内容およびその期間、方法については、総務部長が別途定める。

附則

本規則は平成28年3月9日から施行する。